

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた 総合評価方式の入札等の手続きの対応について

工事及び工事系委託業務（以下「工事等」という。）のうち、県土整備局が令和5年4月1日以降総合評価方式で公告する工事等については、評価項目として、実績や手持ち業務量、継続教育(CPD)の取組状況等を考慮しているところですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための一時中止措置等や監理技術者講習の延期等による影響を踏まえ、当面の間、次のとおり対応することとします。

【対応】

- ① 工事等の評価項目のうち「過去の同種工事（業務）実績」について、一時中止等を行ったことにより令和4年度に完成しなかった工事等については、令和4年度に完成した工事等として取扱います。
- ② 工事系委託業務の評価項目のうち「技術者の手持ち業務数」について、一時中止等を行ったことにより令和4年度に完了しなかった業務で、令和5年度に行われる部分については、手持ち業務量とみなしません。
- ③ 「継続教育（CPD）実績」の証明期間について、総合評価方式に係る説明書中、「入札公告日の1年前の日から技術資料提出期間の最終日」とあるのは「平成31年2月27日から技術資料提出期間の最終日」と読み替えます。

【提出資料】

上記①及び②については、一時中止措置等を行った工事等であることを確認するため、発注者との協議資料等を技術資料とあわせて提出してください。

※ この対応は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための一時中止措置等をとったことにより、完成しなかった工事等に対する措置です。これ以外の理由による工期延期により完成しなかった工事等は対象外です。

【適用】

令和5年4月1日以降公告する工事等から適用します。

【問合せ先】

神奈川県県土整備局都市部技術管理課技術管理グループ
電話 (045) 210-6108 (直通)